

1 3 東京 2 3 区の大学の定員増抑制等の見直し

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)

(都所管局 政策企画局)

- (1) 地方創生の推進に当たっては、東京と地方が共存共栄し、日本全体の発展に寄与する取組を支援していくこと。
- (2) 真の地方創生の実現のため、立地に関係なく全ての大学に対して、必要な支援を行うこと。
- (3) 東京 2 3 区の大学における定員増の抑制等について、明確かつ適切な指標や基準を設定の上、速やかに効果検証を行い、早期撤回を含めた必要な見直しを実施すること。

<現状・課題>

国際競争が激しさを増し、我が国の成長をけん引するグローバル人材の育成が急がれる中、大学は知の拠点として、次代を担う人材の育成、イノベーションの創出等、極めて重要な役割を担っている。

このような状況において、平成 30 年 5 月に、東京 2 3 区の大学における定員増の抑制を含む法律が成立した。

地方創生の実現と大学教育の在り方という問題を混在させ、場所だけを理由に学生の選択や大学経営の自由を縛ることは、学生の成長の機会を奪うだけでなく、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、国際競争力を低下させることに繋がりがかねない。

そのため、法律の附帯決議にあるとおり、適切な時期に運用状況や効果について検証を行い、必要な見直しを行うことが不可欠である。

日本が将来にわたって成長力を確保していくために地方創生が重要であり、地方大学の振興等に取り組んでいくことに異論はないが、地方創生は、「東京対その他の地方」という構図ではなく、東京と地方が共存共栄し、日本の発展に寄与する日本全体の創生を目指すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方創生の推進に当たっては、東京と地方が共存共栄し、日本全体の発展に寄与する取組を支援していくこと。
- (2) 真の地方創生の実現のため、立地に関係なく全ての大学に対して、必要な支援を行うこと。
- (3) 東京 2 3 区の大学定員増の抑制やその例外事項について、①効果を検証するに当たっては、客観的な第三者機関を設置し、明確かつ適切な指標や基準を設定すること、②第三者機関は、都などの意見も聞きつつ、速やかに効果検証を行うこと、③その検証結果を踏まえて、早期撤回を含めた必要な見直しを実施すること。